

【第 11 問】

X は、万引きや火遊びで補導歴のある 13 歳の知人男子 Y を連れ、同意の上で数日間同居していた。ある日、X は、以前から恨みを抱いていた A を殺害するために、A が食用すれば中毒死することを予見しながら、致死量の毒物を混入した焼酎を贈品のごとく装って A 宅に届けるように、事情を知らない Y に命じ、A を殺害しようと考えた。そこで、日頃から X の言動に逆らう素振りを見せるたびに大声で怒鳴ったり、睨んだり等をして従わせていた Y に対して、睨みつけながら、「おい、この焼酎を A の家に届けてこい」と命じた。X は Y に以前から、自分は元暴力団で刑務所に入ったこともあり、現在もシンナーを吸っている等のことを話していたことから、Y は X を畏怖していたため、X の命令通りに同焼酎を A 宅に届けようとした。ところが、Y は、届けるために X 宅を出発する直前に、X の残した A 殺害の計画を記したメモ書きを発見し、情を知るに至った。Y は、命令に逆らうと X に何をされるかわからないという不安を感じたものの、以前 A から嫌がらせを受けており、A に対して恨みを抱いていたことから、そのまま同焼酎を A 宅に運ぶことを決意した。Y が X から受けていた指示は、「A 宅の玄関前に置いておけ」というものであったが、Y は、この指示通りに届けると A に不審物ではないかと怪しまれる可能性があるかと判断し、「御裾分けです。B (A の隣人) より。」との文章を添えて、玄関前に同焼酎を放置した。その後、A はこれを受領したが、飲用する際に同焼酎の異臭から毒物の混入に気づき、飲用するには至らなかった。

X の A に対する罪責を論ぜよ。

参考判例：大審院大正 7 年 11 月 16 日第三刑事部判決
最高裁昭和 58 年 9 月 21 日第一小法廷決定
最高裁平成 13 年 10 月 25 日第一小法廷決定